

川越市外国籍市民会議 検討結果 (令和3年度)

川越市外国籍市民会議

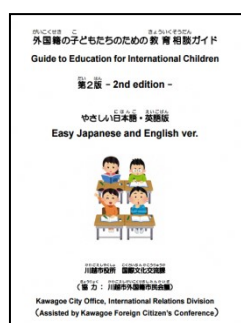
目次

1. はじめに	2
2. 令和3年度開催実績	3
3. 令和3年度検討結果について	4
4. 提言要旨	5
4.1 議論の経緯及び提言の趣旨	8
4.2 委員からの主な意見	12
5. 巻末資料	15
川越市外国籍市民会議要綱	15
令和3年度委員名簿	17

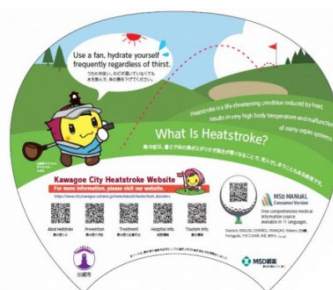
「川越市外国籍市民会議」とは？

川越市外国籍市民会議は、平成11年に設置された川越市の会議体です。市内在住の外国籍市民（10名）から構成され、市に対してさまざまな提案や助言を行ってきました。過去の提案内容には、市の施策として実際に実現したものもあり、川越市の多文化共生に関する取り組みを推進することを目的に活動しています。

～ 過去の取り組み事例（一例）～



「外国籍の子どもたちのための
教育相談ガイド」発行監修



外国人観光客向け熱中症対策うちわの作成監修
(英語版、中国語版、ハングル版)

1. はじめに

川越市に在住する外国籍市民は、約 8,697 人で全市民の約 2.5%を占めており、出身国も 80 カ国を超えるなど広範囲に及んでいます¹。

川越市外国籍市民会議は、外国籍市民の意見を市政に反映させるべく平成 11 年に設置され、20 年以上に渡って活動してきました。また、この間、私たちは外国籍市民の視点から、川越市政に対してさまざまな提案を行ってまいりました。

私たちが提案してきた取組みのうち、国際交流センターでの各種事業や広報川越英語版の発行、家庭ごみの分け方・出し方リーフレットの多言語化、多言語指さしコミュニケーションシートの発行など、様々な施策が実現されてきました。

令和 3 年度は「市民協働型の新たな多文化共生施策について」というテーマで検討を重ねました。その結果を取りまとめましたので、報告します。

今後、本報告書の内容が十分に検討され、私たち外国籍市民を含めて、全ての市民が安心してこれからも住みつづけたい、また、住むことに誇りを持てるまちづくりの実現に努められますことを期待しております。

結びに、私たちは川越市民として、今後も積極的に提言や取組みを発信し、より魅力あるまちづくりに協力してまいります。

川越市外国籍市民会議
座長 焦 雁

¹ 令和4年4月1日を基準に川越市住民基本台帳から算出しています。

2. 令和3年度開催実績

回	日時	主な内容
第1回 会議	令和3年9月25日(土) 17時10分～19時10分 会場：北公民館	・令和3年度の検討テーマについて協議。
第2回 会議	令和3年10月30日(土) 17時10分～19時35分 会場：子育て安心施設 すくすく かわごえ	・市民協働型の新たな多文化共生施策について検討。 ・NPO 法人日本語教育ネットワーク 代表理事を務める藤長晴栄氏をゲストスピーカーに招き、コロナ下での日本語教室の運営状況などについて意見交換。
第3回 会議	令和3年12月11日(土) 17時10分～19時10分 会場：北公民館	・市民協働型の新たな多文化共生施策について検討。 ・川越カトリック教会 国際交流部長・ベトナム共同体副代表を務める高山宏平氏をゲストスピーカーに招き、市内在住のベトナム国籍者への支援に関する取組みなどについて意見交換。
第4回 会議	令和4年2月19日(土) 17時30分～19時30分 会場：国際交流センター	・市民協働型の新たな多文化共生施策について検討。 ・令和3年度報告書での提言内容を協議。
第5回 会議	令和4年3月中旬の開催を予定していたが、感染リスクを考慮し、書面会議にて実施した。	

3. 令和3年度検討結果について

令和3年度は、「市民協働型の新たな多文化共生施策について」とのテーマのもと、川越市国際交流センター（以下、「国際交流センター」）で開催される日本語教室の今後の展望について検討を行いました。

国際交流センターでは、これまで長年に渡って、川越市が設置主体となって運営する、いわゆる「市主催型」の日本語教室「クラッセで日本語」が開催されてきましたが、令和4年4月からは、新たに「市民協働型」（川越市と市民団体が協働して、日本語教室を主催・運営する形式）へと転換を遂げることとなりました²。この運営方式の変更を通じて、市民団体の皆さんが、これまで以上に個々の長所を生かし、独自性を発揮するとともに、市と市民団体が有機的な結び付きをもって、外国籍市民の支援に大きく寄与していくことを願っています。

そして、外国籍市民の言語習得に大きな役割を果たしてきた、国際交流センターでの日本語教室のさらなる発展を見据えて、どのような課題認識や事業展開が求められるのか、外国籍市民の視点から提言を試みたのが本報告書です。

本報告書の作成にあたっては、全国の先進事例³を参照するとともに、コロナ下においても、市内で積極的に外国籍市民の支援に当たられている方々をゲストスピーカーにお招きし、議論を進めてまいりました。また、委員一人ひとりの経験をもとに、できる限り現実的、かつ、具体的な提言となることを念頭に置いて、議論を交わしてまいりました。

本報告書の内容が、外国籍市民向けの支援施策に関わる市関係部門の方々や、国際交流センターを拠点に活動されている市民団体の皆さまはもとより、川越市内を舞台に「多文化共生」をキーワードに活動されている、すべての個人や団体の皆さまにとって、少しでも有益なものとなれば幸いです。

² 令和4年から新たに始まる市民協働事業の詳細は、以下のウェブサイトをご参照ください。

川越市ウェブサイト「国際交流センターで日本語教育などを行う団体を募集します」

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kurashi/bunkakyoyo/kokusaikoryu/kokusaishimindantai.html>

（最終アクセス日：令和4年4月7日）

³ 総務省ウェブサイト「多文化共生事例集（令和3年度版）」をご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/tabunkakyousei_suishin_r03.html（最終アクセス日：令和4年4月7日）

4. 提言要旨

国際交流センターを拠点とした日本語教室の今後の展開を考えるにあたって、私たちが提案するのが、「3つのアプローチ」という考え方です。すなわち、外国籍市民を取り巻く状況や日本語学習に対する関心の程度を見極めながら、以下の3つの視点に基づく取り組みを並行して進めていくことを提案します。

《アプローチ1》日本語学習への関心が強い層へのアプローチ

《アプローチ2》日本語学習への関心がうすい層へのアプローチ

《アプローチ3》外国にルーツのある児童・生徒（若年層）へのアプローチ

《アプローチ1》日本語学習への関心が強い層へのアプローチについて

- ・国際交流センターを会場として開催されてきた日本語教室「クラスセで日本語」は、毎年延べ3,000人以上の学習者が参加するなど、外国籍市民の日本語学習に大きく寄与してきました。この実績を踏まえて、今後も「1対1型の指導形式」、「学習者に寄り添う姿勢」という方針を維持していただきたいと考えています。
- ・外国籍市民である私たち皆が経験してきたことですが、日本語スキル向上のカギは、「学習の継続」にあると考えます。そのためにも、日本語教室が自主的な日本語学習のモチベーションを維持するためのコミュニティとして、また、多様な学習ツールや学習法などを紹介してもらえる場として機能することが大変重要だと考えます。
- ・外国籍市民が増加し続ける中で、日本語教室が「語学学習の場」であるとともに、外国籍市民にとっての「大切な居場所（安心して対話・相談できる場所）」であり続けるためには、指導人材の確保が大きなカギを握ります。そのため、市によるボランティア活動に向けた入門講座の開催を継続していただくことを希望します。

《アプローチ2》日本語学習への関心がうすい層へのアプローチについて

- ・外国籍市民の多くは、日本での生活や文化に強い関心をもって来日します。しかし、日本語学習の継続に至らない方が一定数いることも事実です。これを踏まえて、①行政情報を多言語で発信し続けていくこと、また、②日本語の学習を通じて得られるメリット（あるいは、日本語が不得手なことでのデメリット）を訴求し続けていくことが重要だと考えます。
- ・留学や就労を目的として来日する比較的若い外国籍市民の増加が、今後も予想されますが、それは同時に、言語的制約を抱える市民が増加していくことを示唆しています。この事実を十分に踏まえて、税や社会保障制度をはじめとする基本的な行政情報の多言語化を、着実に進めていくことが大切です。すなわち、日本人市民と外国籍市民が、地域社会の担い手として、ともに協働できる環境を創り上げるためにも、行政（市）による行政情報の多言語化を、より一層進めていくことが重要であると考えています。
- ・さらに、日本語学習への関心がうすい層の意識変容を促すための取り組みも重要だと考えます。その際、キーワードとなるのが、「楽しい体験」です。日本語の学習が「楽しいだけの体験」ではなく、時に負荷を感じるものであることは、私たち自身も痛感してまいりましたが、日本語という言語、ひいては、日本社会に対する関心をもってもらうための第一歩としては、重要な視点です。そのためのイベントやフィールドワークなどの機会を、市と市民団体の皆さんが協働して企画するような取り組みが生まれることを期待します。

《アプローチ3》外国にルーツのある児童・生徒（若年層）へのアプローチについて

- ・若年層へのアプローチを考えるうえで、私たちは国による GIGA スクール構想に代表される ICT 機器の活用が、極めて重要であると考えます。すなわち、子供たちが放課後、お金や時間をかけて国際交流センターに通うことなく、タブレット機器とテレビ会議システムを通じて、日本語教室の先生方とやり取りできるような仕組みを構築することを提案します。
- ・上記の取り組みを進めるにあたっては、導入のハードルが低い環境や方式を採用し、徐々に展開を拡げていくことも、大切なポイントだと考えます。（例えば、一部の学校で試験的に先行して導入する、夏休み期間中に希望者だけを対象に企画するなどの方式です。）
- ・併せて、若年層に向けて効果的な施策を進めるうえでは、保護者が日本語学習の意義や重要性を十分に理解することが欠かせません。そのためにも、保護者と子供たちが、ともに参加可能なプログラムの開発も大切だと考えます。

4.1 議論の経緯及び提言の趣旨

「市民協働型の新たな多文化共生施策について」とのテーマのもと、国際交流センターでの日本語教室のさらなる発展を見据えた議論を行うにあたり、私たちが強く念頭に置いたのが、外国籍市民数の増加だけでなく、外国籍市民の訪日目的や生活スタイルなどの変化にも、十分に焦点を当てていくという点です。

表 1：本市における外国籍市民数の推移⁴（単位：名）

国・地域名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	増減数 (カッコ内は増減率 ⁵)
中国	1,912	2,011	2,117	2,278	2,446	2,597	2,590	2,450	+538 (+28.1%)
ベトナム	618	912	1,283	1,472	1,606	1,805	2,016	1,952	+1,334 (+215.9%)
フィリピン	645	667	775	824	846	902	880	915	+270 (+41.9%)
ネパール	308	437	579	716	779	794	829	796	+488 (+158.4%)
韓国・朝鮮	546	562	553	555	579	588	556	543	-3 (-0.6%)
ブラジル	373	361	355	357	360	379	389	353	-20 (-5.4%)
インドネシア	63	88	114	164	209	254	221	203	+140 (+222.2%)
総 数	5,485	6,202	7,079	7,803	8,329	8,867	8,962	8,697	+3,212 (+58.6%)

まず、上掲表 1 から外国籍市民数の動向を概観すると、川越市では約 10 年間で 3,000 人以上、増加していることが分かります。ただし、出身国（地域）によって傾向は異なり、川越市においては、中国国籍者が最多を占めながら、増加率の面では、ベトナム国籍者やネパール国籍者の顕著な伸びが見てとれます。

⁴ 各年度末の実績値を掲載しています。

⁵ 平成 26 年度実績値と令和 3 年度実績値を比較した際の増減数と増減率を掲載しています。
(増減率については、小数点第 2 位以下を四捨五入して表記しています。)

また、後掲表 2 をもとに在留資格の観点から分析すると、日本国内での定住を目的とする「永住者」の緩やかな増加が見られる一方、「留学」や「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」など、就学や就労を目的として来日した外国籍市民の顕著な増加も見てとれます。これらの就学や就労を目的とする在留資格には、日本国内での在留期間や活動内容に一定の年限や制限を伴うことから、来日当初の目的を達成した後には、日本以外の国・地域での進学、就職（転職）などに至る可能性も推察されます。

表 2：外国籍市民の在留資格別分布

在留資格 ⁶	平成 25 年（2013 年） 4 月 1 日時点 ⁷	令和 3 年（2021 年） 3 月末日時点	増減数 (カッコ内は増減率 ⁸)
永住者	2,165 名	2,362 名	+ 197 名(+9.1%)
留学	541 名	1,856 名	+ 1,315 名(+243.1%)
家族滞在	243 名	881 名	+ 638 名(+262.6%)
技能実習	221 名	802 名	+ 581 名(+262.9%)
技術・人文知識・ 国際業務	92 名	769 名	+ 677 名(+735.9%)
定住者	366 名	513 名	+ 147 名(+40.2%)
特定活動	78 名	474 名	+ 396 名(+507.7%)
日本人の配偶者等	344 名	433 名	+ 89 名(+25.9%)
特別永住者	294 名	251 名	- 43 名(-14.6%)
技能	111 名	227 名	+ 116 名(+104.5%)
永住者の配偶者等	48 名	158 名	+ 110 名(+229.2%)

※ 令和 3 年（2021 年）3 月末日時点で 100 名以上の登録者がいる在留資格のみ抜粋しています。また、200 名以上の増加が確認された在留資格を**水色網かけ**で表示しています。

⁶ 在留資格の具体例などについては、以下のウェブサイトをご参照ください。

出入国在留管理庁ウェブサイト「在留資格一覧表」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/qaq5.html>（最終アクセス日：令和 4 年 4 月 7 日）

⁷ 令和 4 年 2 月に算出した統計データであり、対象者の居住実績などをもとに遡及処理した実績値を含んでいます。そのため、過去の統計データを一部修正しています。

⁸ 増減率については、小数点第 2 位以下を四捨五入して表記しています。

さらに、第2回、第3回会議にお招きしたゲストスピーカーの方々からのご指摘や、各委員が公私様々な場面で強く感じる事柄として、「日本語学習に対する興味・関心の個人差」が挙げられます。外国籍市民の多くは、日本での生活や文化に大きな関心をもって来日します。また、留学や就労にあたって、母国で一定程度、日本語のトレーニングを受けた後に来日する方々も少なくありません。

しかし、多くの時間と労力を要する日本語の習得に対して、就学・就労上の事情から思うように時間を割けない、あるいは、日本語を介さずとも生活できている（一例として、同じ国・地域出身者のコミュニティ内で、身の回りの課題やトラブルを解決できているなど）という方々がいることも事実です。ただし、ひとたび、事故や事件、傷病などの不慮のトラブルに遭遇すると、さまざまな関係機関に支援を求めたり、必要な関係書類を作成・提出するなどの対応が求められます。その際、やり取りの基本となるのは日本語であり、外国籍市民にとって、日本語の習得が、自身の身を守るための重要な手段やツールとなることも見逃せません。また、日本語のスキルが向上することで、日本人市民との接点や日本の文化・慣習とのつながりが芽生え、日本での生活の質の向上に寄与することも、外国籍市民である私たちは、自身の経験から理解しています。

そこで、これらの方々に対しては、転入時などの機会を逃さず、多言語での情報発信をより積極的に行うとともに、日本人市民と外国籍市民が、ともに地域社会を構成していくという視座に立って、日本語学習に対するメリットを訴求し続け、一人でも多くの学習者を増やしていくことが重要だと考えます。

加えて、外国籍の児童・生徒など（若年層）への支援も重要な視点です。

後掲表3のとおり、川越市では、外国籍児童・生徒の数が約10年間で160名以上増加しています。また、国籍に限らず外国にルーツを持つ児童・生徒まで含めると、言語的支援を要すると見込まれる若年層は、さらに拡大します。このような言語的制約を抱える子供たちにとって、日本語の習得は、その後の進学や就職にも大きな影響を及ぼすものであり、従来からの支援内容⁹に加えて、日本語学習の量と質双方の引き上げを見据えた、追加的な取組みを検討する必要性が

⁹ 例えば、川越市教育委員会による「語学指導補助員等の派遣」が挙げられます。

川越市ウェブサイト「令和4年度「教育行政方針」について」

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodatekyoiku/kyoikuinkai/keikaku/jutenshisaku/R4kyoikugyoseihoshin.html>（最終アクセス日：令和4年4月7日）

あると考えます。ただし、外国籍の児童・生徒への日本語指導を、学校現場の先生方が担うという発想では、先生方に新たな負担を強いることとなり、あまり現実的ではないとも考えます。

表 3：外国籍児童・生徒数の推移

対象年齢	平成 25 年（2013 年） 4 月 1 日時点 ¹⁰	令和 3 年（2021 年） 4 月 1 日時点	増減数 (カッコ内は増減率 ¹¹)
6 歳から 15 歳まで (小学生及び中学生を想定)	214 名	380 名	+166 名 (+77.6%)
6 歳から 18 歳まで (小学生、中学生及び 高校生を想定)	322 名	497 名	+175 名 (+54.3%)

また、ゲストスピーカーからのご意見を通じて、若年層へのアプローチを考えるうえでは、①保護者への働きかけと、②児童・生徒自身への働きかけの双方が重要であり、いずれかだけに注力しても、中長期的な学習の継続、ひいては、子供たちが思い描くようなキャリア形成にはつながりにくいという強い懸念もあります。

これらを踏まえて、現時点で私たちが大きな期待を寄せるのが、官・民の垣根を越えた協働と新たな技術インフラの活用です。すなわち、GIGA スクール構想に代表される、児童・生徒向けのタブレット機器などの ICT リソースを活用し、言語的支援を要する児童・生徒と、日本語指導の経験に長けた市民団体（日本語教室）とを、テレビ会議システムを通じて接続することで、日本語の学習機会を提供していくという取り組みです。

以上のとおり、私たちは外国籍市民の世代や興味・関心の程度に応じて、3つのアプローチ（①日本語学習への関心が強い層へのアプローチ、②日本語学習への関心がやすい層へのアプローチ、③外国にルーツのある児童・生徒（若年層）へのアプローチ）を駆使することで、日本語教室のさらなる機能・役割の拡大につながるとの発想にもとづき、議論を進めてまいりました。

¹⁰ 令和 4 年 2 月に算出した統計データであり、対象者の居住実績などをもとに遡及処理した実績値を含んでいます。そのため、過去の統計データを一部修正しています。

¹¹ 増減率については、小数点第 2 位以下を四捨五入して表記しています。

4.2 委員からの主な意見

(1) 日本語学習への関心が強い層へのアプローチ

- 語学の学習は、継続こそが最大のカギ。どうすれば学習者が日本語の勉強を長続きさせられるかという観点で、取組みを考えていく必要がある。
- 私もこれまで色々な日本語教室に参加してきたが、「日本語の勉強」だけを目的としていたというよりは、先生とのおしゃべりが楽しくて、毎週、遠方まで通っていたように思う。学習者たちにとって、日本語教室が安心した気持ちで本音を語り合える、大切な居場所となってほしい。
- 日本語の学習に限らず、言語学習には各人それぞれにベストの学習法があるように思う。また、現実的に考えても、週1回の日本語教室に通うだけでは日本語スキルの大きな向上は望めず、自主的な反復学習が必要となる。そう考えると、日本語教室が自主学習のモチベーションを維持するためのコミュニティとして機能したり、さまざまな学習ツールや学習法を紹介してもらえりような場であり続けることが、ポイントだと思う。
- 日本語教室に通いたての学習者は、自身の日本語スキルに大きな不安を抱いていることが多い。指導者側も人間であるから、学習者の性格や出身国(地域)との関係、学習に対する熱意などによって、対応を変えてしまうこともあると思うが、それでは学習者側の不安が増大してしまう。これまで注目されてこなかった点かもしれないが、指導者側の多文化共生意識の深化につながるような研修やプログラムを市側で検討してほしい。
- 学習の継続について考えるならば、定期的なアンケート調査は行った方がよいと思う。また、アンケート調査を行うにあたって、指導者(先生)から調査票を直接受け取ると、学習者(生徒)は本音を回答しづらいと思うので、市が仲介して行うことでスムーズに進められると思う。
- 学習の効率性だけを考えると、1人の指導者が複数の学習者に対して、一律に授業を行うというスタイルが理想的だと思っていた。ただし、学習者が仕事や生活を通して抱える不安・悩みを傾聴することによって、指導者・学習者間のより深い信頼関係につながるというゲストスピーカーからのご指摘を踏まえると、基本的には、1対1の講義スタイルがより望ましいのだろう。しかし、今後もその指導形態を維持していくためには、指導者となる人材の確保が必須であるから、市による継続的な働きかけがカギになると思う。

(2) 日本語教育への関心がうすい層へのアプローチ

- (ゲストスピーカーからの指摘を受けて、) 留学や技能実習、特定技能の在留資格で来日する若者の中には、来日にあたって多額の借入金を負っている人も多いという実情が理解できた。彼らにとって、最大の関心事は、母国で暮らす家族の生活や、借入金の1日も早い完済なのであって、必ずしも昇給やボーナスに直結する訳ではない、日本語の学習に関心を抱かない人がいることも理解できる。しかし、就労先などで何かトラブルに遭った際、まず自身の身を助けてくれるのは、語学力なのだということを、理解しておいてほしい。
- 他の語学同様、日本語の学習に関心のうすい方が一定数いることは、紛れもない事実。この層に対しては、①必要な情報を多言語で発信し続けていくこと、また、②日本語の学習を通じて得られるメリット(あるいは、日本語が不得手なままであることで、生じてしまうデメリット)を訴求し続けていくことの2段構えで、アプローチの方法を考えていく必要がある。
- この層の方々に対して「日本語が分からないから…」などと、税や各種届出などの一定の負担や行為を求める事柄まで、なり行き任せにしてしまうのは、行政側にも問題があると思う。今後、外国籍市民が増加し続けていくことを前提とすると、税収の減少などのより大きな課題や問題に行き当たると思う。
- 日本語学習に関心がうすい人達が、どうすれば関心を持ってくれるようになるかという点も、併せて考える必要がある。日本語の学習は、個人によるスキル向上のための取り組みという面もあるが、他方で、日本社会との接点作りという面もあり、学習を促す取り組みそのものにも、重要な意義がある。関心を持った時に、いつでも・誰でも受け入れてくれる教室作り(体制作り)が大切だ。
- 日本語の学習に関心を持ってもらうためのキーワードは、「楽しい体験」ではないか。語学の学習は決して楽しいだけではないが、興味・関心を持ってもらう第一歩としては間違いではない。例えば、かつて市が外国籍市民向けに企画していた、川越まつりでの山車体験だとか、フィールドワークなどのようなイベントを、日本語教室の皆さんと協働して開催してみてもどうか。
- 日本語教室の認知度を上げるという意味では、市内で活動する、すべての日本語教室を市のホームページ上で、地図などと一緒に掲載することも効果的だ。また、「日本語教室の存在は認識しているが、通っていない(あるいは、途中で辞めてしまった)」という方にアンケート調査を行ってみてもどうか。

(3) 外国にルーツのある児童・生徒（若年層）へのアプローチ

- 子供たちへのアプローチを考える場合、保護者を巻き込んでいくことも重要。保護者の十分な理解がなければ、継続的な学習や通学は見込めない。例えば、親子教室のような取組みを通じて、保護者と一緒に勉強できるようになると、子供にとっても良い刺激になるのではないか。
- 外国籍児童・生徒への日本語指導を考えるにあたって、学校現場にいる先生たちの負担が、ただ増えてしまうことには反対だ。川越市内には、日本語教室の運営歴の長い市民団体が複数あり、このような団体に協力を仰ぐことで、効率良く学習機会の提供に結び付けられるのではないか。
- 子供たちの効率的な学習方法を考えた場合、放課後に学校内のスペースを活用して、指導者と子供たちをオンラインでつなぐのが、最も理想的・合理的だと思う。子供たちの通学方法を考える必要もなくなる。
- 国による GIGA スクール構想を通じて、市内すべての小・中学生がタブレット機器を活用できる環境が出来上がっている。この機会を活かして、自宅や学校の近くに日本語教室のない子供たちでも、市民団体による日本語教室の先生たちとやり取りできるような仕組み作りを進めていただきたい。
- すべての学校でオンライン型の日本語教室を一律に導入するというのはハードルが高いかもしれないが、機器の扱いに長けた先生がいるなど、比較的スムーズに導入できそうな一部の小・中学校から始めてみてはどうか。
- 留学生の場合、一定期間、集中的に日本語のトレーニングを受けてから、来日することが一般的だと思う。川越市でも独自に外国籍の児童や生徒に対して、小・中学校の入学前に日本語のトレーニングを実施するという取組みをぜひ検討してほしい。
- （ゲストスピーカーとの意見交換の中で、）夏休み期間や冬休み期間を利用して市民団体の協力を得ながら、オンライン型の特訓講座を行うという提案もあったが、賛成だ。その実績を基礎に、より大きな取り組みにつなげてほしい。
- 小・中学校への入学前のタイミングで、日常会話をトレーニングする機会を提供することも有効だと思う。また、“コンビニ”など日本特有の仕組みを案内してあげると、順応がより進むのではないか。“本当に必要なことだけでも、まずは覚えようね”と働きかけていくことが大切だと思う。

5. 巻末資料

川越市外国籍市民会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国籍市民が本市の地域社会の構成員として市政に対して意見などを述べる機会を確保し、もって外国籍市民と共に生きる地域社会の形成の促進を図るため、川越市外国籍市民会議（以下「市民会議」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 本市に居住する外国籍市民の日常生活において発生している問題に関すること。
- (2) 本市における多文化共生と国際交流・協力の推進に関すること。

(委員)

第3条 市民会議は、次の要件に該当する者 10 人以内を委員として実施する。

- (1) 年齢が満 18 歳以上であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 在留カード、特別永住者証明書又は在留カード若しくは特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書を所有し、本市に引き続き 1 年以上住所を有していること。
 - イ 国籍法の規定による帰化によって日本の国籍を取得し、本市に住所を有していること。
- (3) 日常会話程度の日本語を理解していること。

- 2 前項の規定に関わらず、市長が特に認めた者は委員となることができる。
- 3 委員を依頼する期間は 2 年とし、この期間は更新することができる。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(委員の責務)

第4条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべて

の外国籍市民の代表として、市民会議に臨むものとする。

- 2 委員は、市民会議において知り得た秘密を第3者に漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

(運営)

第5条 市民会議の参加者は、その互選により市民会議を進行する座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、市民会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第6条 市民会議に係る事務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

令和３年度委員名簿

No.	役職	氏 名	出身国
1	座長	焦 雁	中国
2	副座長	須賀 景子	韓国
3	委員	小嶋 今淑	中国
4	〃	田中 斌弓	中国
5	〃	水上 春華	中国
6	〃	ラタナスツシー・スパタラー	タイ
7	〃	リンドリ・マシュ	米国
8	〃	林 玉貞	マレーシア
9	〃	パイパー・エドワード・グレン	米国
10	〃	ド・ツー・チャン	ベトナム